

## 輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

輸入取引の認定について

照会		
照会内容等	① 輸入貨物の品名	チーズ(税表分類:第4類)
	② 照会の趣旨	輸入取引の認定及び課税価格の計算方法について照会するもの。
	③ 取引の概要及び関税評価に関する照会者との見解とその理由	別紙1のとおり。
	④ 関係する法令条項等	関税定率法第4条第1項本文
	⑤ 添付書類	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料

回答	
回答年月日	令和7年4月18日
回答者	横浜税関業務部首席関税評価官

回答内容

別紙2のとおり。  
ただし、次のことを申し添えます。

(1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。

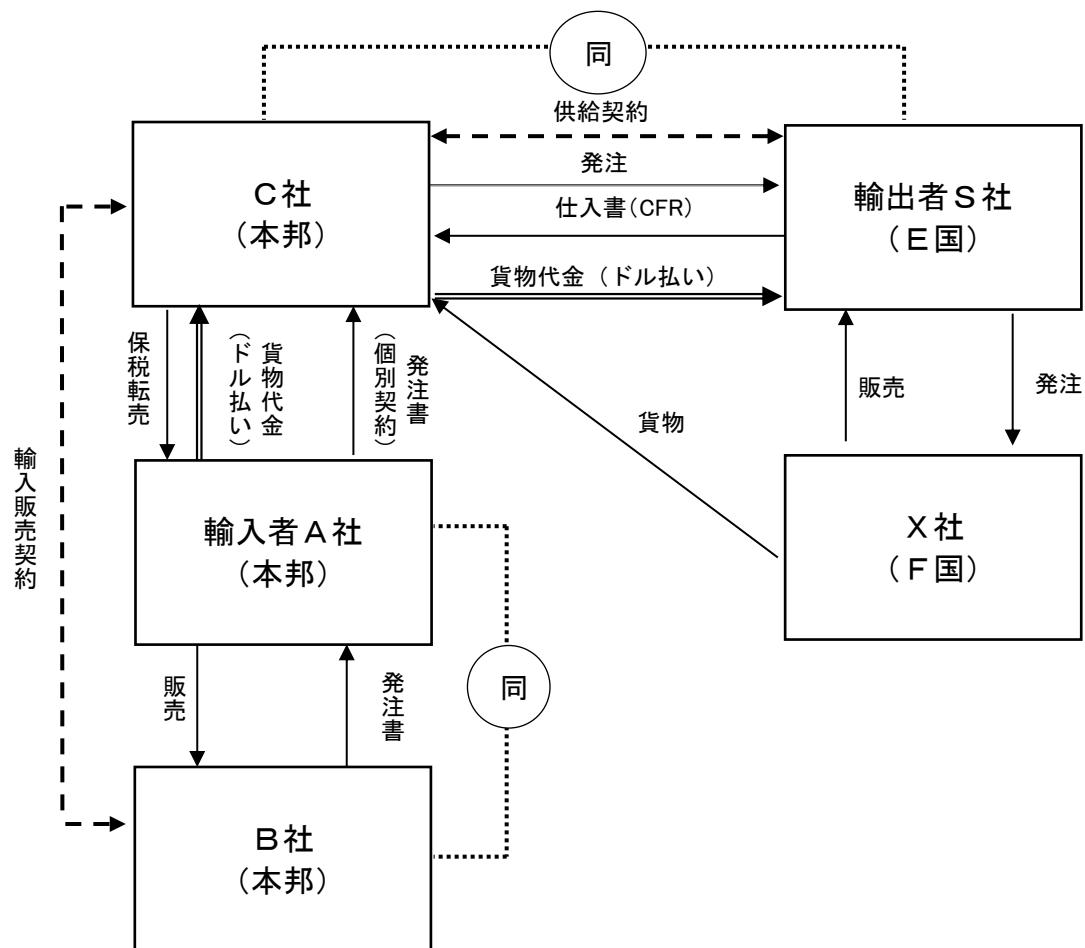
(2) 回答内容は、税関としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご留意ください。

## 目次

別紙1(照会) .....	3
1. 取引形態図 .....	3
2. 取引の概要 .....	3
3. 関税評価に対する照会者の見解 .....	4
別紙2(回答) .....	6
【回答内容】.....	6
【理由】 .....	6
1. 関係法令等 .....	6
2. 輸入取引及び売手・買手の認定に係る検討 .....	6
3. 本件輸入貨物の課税価格の決定について .....	7

## 別紙1（照会）

### 1. 取引形態図



### 2. 取引の概要

#### (1) 輸入貨物と輸入取引の事情

A社が輸入申告するチーズ（関税有税品。以下「輸入貨物」という。）は、輸入許可後、A社の親会社であるB社に販売されB社により国内で販売されています。

輸入貨物は、E国所在のS社からC社が購入し、A社がC社から保税地域で転得し、輸入申告を行っています。

なお、S社とC社は共にE国所在法人の子会社であり特殊関係にあります。取引価格への影響はありません。

#### (2) 契約等

C社とB社は「輸入販売契約書」を締結し、輸入貨物の売買価格の決定、代金の支払い方法、需要予測の通知及び注文、製品の品質、仕様に係る検査等を取り決めています。

C社はS社と「供給契約」を締結し、輸入貨物の価格や供給、引き渡し条件等を取り決めています。

A社は輸入販売契約書の規定により、B社から輸入業者に指定され、C社から輸入貨物を転得し輸入申告を行っています。

#### (3) 輸入貨物の値決め

C社がS社から輸入する貨物の取引価格は、毎年10月から11月頃にC社及びS社が属するグループ企業内（以下「グループ企業内」という。）でメールにより通知される翌年の商品価格（商品原価にS社の内部利益率を乗じた価格）に仕出国フォワーダーから別途連絡を受けた海上運賃等を加えたCFR条件、ド

ル建ての価格により確定します。

C社が輸入貨物をA社に保税転売する際の価格(ドル建て)は、B社と協議の上に決定します。当該価格には、C社の手数料、金利相当額、輸入諸掛費用が含まれています。また、S社の購買コストが上昇した場合等、必要に応じてC社はB社に隨時協議を依頼し、双方の合意の基で価格改正を実施することができます。

#### (4) 輸入貨物の発注及び個別売買契約の成立

B社とC社は輸入販売契約に基づき輸入品需給会議を開催し、輸入貨物に係る発注計画、販売状況、在庫状況、納期、今後の予測等について協議します。

当該協議内容等を踏まえ、B社は、製品の規格・数量・製造時期、輸入港、入港日、海上コンテナ等を指定した発注書をA社に送付することで、B社とA社の個別契約が成立します。

A社は、B社から発注書を受領すると、C社に対して同一の内容で発注書を送付することで、A社とC社の個別契約が成立します。

C社は、A社から発注書を受領すると、グループ企業内のオンラインシステムに受注した内容を登録します。当該登録によりC社からS社への発注が完了し、S社が受注することで輸入貨物に係るC社とS社の個別契約が成立します。

#### (5) 輸入貨物の製造、輸送、取引

S社は製品の製造をF国所在のX社に委託します。X社は受注製品が揃うとS社が指定するF国内の倉庫に配送し、S社が当該倉庫からC社宛に製品を輸出します。

S社(輸出者)はC社(輸入者)宛に、仕入書(CFR条件、ドル建て)を作成し送付します。

海上運送の手配・契約はS社が行い、海上保険はC社が付保します。

輸入貨物の所有権は、供給契約において、「S社によって供給される製品の数量の権利(請求権)は、S社がその製品に対する全額の支払いを受け取るまでC社に移転しません。」とされていますが、実際には輸出港における船積みの時点でS社からC社へ輸入貨物の所有権が移転しています。

C社は、輸入貨物が本邦到着後、B社と合意している価格(ドル建て)でA社に売買契約書を発行して保税転売し、この時点で輸入貨物の所有権並びに損失及び損害のリスクがC社からA社に移転します。

#### (6) 輸入貨物代金の支払い

C社はS社へ仕入書の日付から60日以内に上記(5)の仕入書価格を支払います。

A社からC社へは、貨物受領の月末締め翌月末支払いの請求書で上記(5)の売買契約書価格を支払います。

#### (7) 輸入貨物の検品及び不良品処理等

① 輸入販売契約書に基づく輸入貨物の検品及び結果報告の基本的な流れは以下の通りです。

(ア) A社は保税倉庫で全ての輸入貨物の検品を行う。

(イ) A社は検品後、C社と事前に合意している品質不良箇所に係る不良内容について、C社に求償と品質不良発生原因の分析を依頼する。

(ウ) C社はX社に品質不良の内容(数量、程度)を報告し、不良品発生原因の分析と改善対策を依頼する(状況把握の為にS社にもメールでクレーム報告を共有)。

(エ) C社はX社から分析結果と改善策の報告を受け取り次第、B社及びA社に報告する。

② 損害賠償の請求

A社からC社・S社・X社(3社間での費用負担は都度協議)へ請求される。

③ 損害賠償の支払い

C社・S社・X社(3社間での費用負担協議後)からA社へ支払われる。

輸入貨物の損失又は損害は、供給契約に記載の通り、C社・S社・X社が負担します。

### 3. 関税評価に対する照会者の見解

#### (1) 輸入取引並びに売手及び買手の認定

C社とS社との売買が関税定率法第4条第1項に規定する輸入取引であり、C社が買手、S社が売手と

なる。

(2)輸入貨物の課税価格

関税定率法第4条第1項及び同項第1号の規定により、S社からC社宛て仕入書価格(CFR条件、ドル建て)にC社が支払う保険料を加えた額となる。

## 別紙2（回答）

### 【回答内容】

C社とS社との間の売買が関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」に該当し、C社が買手、S社が売手であると認められます。

また、本件輸入貨物の課税価格は、C社がS社に支払う仕入書価格（CFR価格）にC社が支払う海上保険料を加えた額となります。

### 【理由】

#### 1. 関係法令等

(1) 関税定率法（以下「法」という。）第4条第1項において、輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において運賃等の額を加えた価格とすると規定されています。

(2) 法基本通達（以下「通達」という。）4-1(1)において、「輸入取引」とは、本邦に拠点を有する者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実に当該貨物が本邦に到着することとなったものをいい、通常、現実に貨物を輸入することとなる売買がこれに該当するとされています。

(3) 通達4-1(2)において、貨物が輸入されるまでに当該貨物について複数の取引が行われている場合には、現実に当該貨物が本邦に到着することとなった売買が「輸入取引」となるとされています。

(4) 通達4-1(3)において、輸入取引における「買手」及び「売手」とは、実質的に自己の計算と危険負担の下に輸入取引をする者をいい、具体的には、自ら輸入取引における輸入貨物の品質、数量、価格等について取り決め、瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険を負担する者とされています。

#### 2. 輸入取引及び売手・買手の認定に係る検討

##### (1) C社とS社の取引について

C社は、本邦に貨物を輸入し販売することを目的としてS社と供給契約を締結しており、当該供給契約において取引条件、価格、貨物の引渡し及び所有権の移転時期、貨物代金の支払、品質・数量に関するリスク負担といった貨物の売買条件について取り決めています。また生産コストが変動した際は、C社とS社は互いに価格交渉を依頼することが出来る旨が規定されています。

C社はA社から受領した発注書に基づき、グループ企業内のオンラインシステムに商品の規格、数量、価格等を登録して発注を行い、S社が受注することによってC社とS社との間で個別の輸入にかかる売買契約が成立するとされています。

輸入貨物はCFR条件により売買され、S社が輸入港までの運送に係る運送契約を行い、海上運送保険はC社が付保しています。また、輸入貨物に係る瑕疵や数量不足による損失及び損害のリスク及び所有権について、同取引条件に沿ってS社からC社に移転するものとされています。

輸入貨物に係る瑕疵や数量不足が発生した場合の対応について、A社による検品の結果、品質不良等が発見された場合にC社にクレームを報告し、C社は当該クレームを受け、S社及びX社に対し対応を依頼します。また損害賠償費用については、C社、S社及びX社の三者間で協議の上、費用負担を負うこととされています。

以上の事実を考慮すると、本邦に拠点を有する者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買は、C社とS社との間の売買であると認められ、当該売買が法第4条第1項に規定する「輸入取引」に該当し、C社が買手、S社が売手と認められます。

なお、C社とS社は特殊関係にありますが、供給契約によると、当該契約に含まれるいかなる

内容もいずれかの当事者を他方の代理人として構成するための意図はないとされています。さらにC社はS社から提示された価格を踏まえ、自身の手数料、金利相当額、輸入諸掛費用を加えた額を保税転売価格としてB社と合意しており、自己の計算により販売を行っていると認められます。

以上のことから、C社はS社の代理人として活動しているとは認められません。

#### (2) C社とA社及びB社との間の取引について

B社とC社で締結した輸入販売契約に基づき、B社とC社は、発注計画、販売状況、今後の予測、在庫確認、納期等につき協議します。

そして、個別の輸入について、B社はA社に対し規格・数量・製造時期、揚地、入港日、使用するコンテナ、取引条件（C I F）等を記載した発注書を送付し、A社は同発注書をC社に送付し、C社は同発注書の事項をシステムに登録することによりS社に発注し、これによりS社との取引が成立します。

また輸入貨物の所有権並びに損失及び損害のリスクは、当該貨物が本邦到着後に保税地域において転売された際に、C社からA社に移転するとされています。

以上のことから、C社とA社及びA社とB社の取引は、国内取引であると認められます。

### 3. 本件輸入貨物の課税価格の決定について

本件輸入貨物は、C社を買手、S社を売手とする輸入取引により輸入されたものと認められるところから、法第4条第1項本文の規定により、当該輸入取引に関し買手であるC社が売手であるS社に対し又はS社のために、輸入貨物につき現実に支払った又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において運賃等の額を加えた価格が課税価格となります。

具体的には、C社がS社に対し支払う仕入書価格（CFR条件）にC社が支払う海上保険料を加えた額となります。